

令和5年4月

お客さま 各位

鹿児島相互信用金庫

### お客さまにかかる情報の定期的な確認に関するご協力のお願い

近年、金融機関においては、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止のための管理態勢強化が求められており、当金庫では関係省庁と連携しながら対策を進めております。

このような背景から、当金庫では金融庁「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に関するガイドライン」を踏まえ、既にお取引のあるお客さまにつきましても、お取引目的やお客さまに関する情報等を定期的に確認させていただくため、封書にて「お取引目的の確認に関するご協力のお願い」を順次お送りさせていただいております。

同書を受領されたお客さまは、大変お手数ではございますが、ご回答のうえ、本人確認書類の写しとともに、ご案内の回答期限までに、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、個人のお客さまにおかれましてはご回答をWEBでも受け付けております。WEBでの回答をご希望のお客さまは、同書記載の二次元（QR）コードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、提出サイトへお進みいただき、ご回答願います。

金融システムの健全性維持、ならびに安心・安全にお取引いただくための取り組みでありますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

関連サイト 金 融 庁 <https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

全国信用金庫協会 [https://www.shinkin.org/attention/money\\_londering.html](https://www.shinkin.org/attention/money_londering.html)

「お取引目的の確認に関するご協力のお願い」に関するお問い合わせ先  
<専用コールセンター> 0120-225-218 （受付時間 9：00～17：00）  
（土日祝、年末年始（12月31～1月3日）除く）

# 信用金庫とお取引をいただいているお客さまへ 「お客さまの情報」の定期的な確認について ご理解とご協力をお願いいたします

—マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください—

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、**信用金庫を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み(※)について、それぞれ所定の方法により順次行っております。**

(※)既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

このようにお客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれなように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、**信用金庫からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。**

最近では色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生していますので、もしも不審な点がある場合には、お取引のある信用金庫の本支店にご照会いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。